

議員提出第38号議案

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書提出の件  
ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を別紙のとおり  
提出する。

平成25年12月6日提出

提出者 神戸市議員全員

理 由

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を国に要望する必要があるため。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

} 各宛て

神戸市会議長 大澤和士

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されており、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上ります。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来しています。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、ウイルス性肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところです。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされています。肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題です。

よって、国におかれては、以上の現状を踏まえ下記の事項について適切な措置を講じられるよう、強く要望します。

記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝臓機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。